

令和7年4月30日  
尾花沢市財政課

## ■ 予定価格の公表方法及び入札回数を変更します

入札価格のみによらず、施工能力・技術者の能力・地域性などを含め総合的に評価されることが妥当と認められる一部の工事についても下記のとおり予定価格を事前公表できるよう見直すこととします。

また、予定価格の公表方法の変更に伴い、入札回数の運用も併せて変更いたします。

### 【改正内容】

#### ① 予定価格公表

【改正前】(R6.5.1～)

原則、予定価格を『事後公表』とする。  
ただし、緊急を要する災害復旧工事に限定し、事前公表とする。

【改正後】(R7.5.1～)

原則、予定価格を『事後公表』とする。  
ただし、緊急を要する災害復旧工事※又は予定価格10億円以上の総合評価一般競争入札による工事は事前公表とすることができる。

⇒

#### ② 入札回数

【改正前】(R6.5.1～)

| 予定価格         | 入札回数 |
|--------------|------|
| 全て（金額に関わらず）  | 3回   |
| 緊急を要する災害復旧工事 | 1回   |

【改正後】(R7.5.1～)

| 予定価格           | 入札回数      |
|----------------|-----------|
| 全て（金額に関わらず）    | 3回        |
| <u>事前公表の工事</u> | <u>1回</u> |

⇒

#### ③ 適用月日 令和7年5月1日以降の入札指名通知から（名簿切替に併せて適用開始）

※「緊急を要する災害復旧工事」とは、被災後すぐに施工する工事（応急工事等）で、見積随意契約5号により発注するものを想定しています。